

定款の新旧対照表

新(変更後)	旧(現行)
<p>(事務所) 第2条 この法人は、<u>主たる事務所を東京都千代田区東神田1丁目5番6号</u>に置く。</p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 <u>(1) 正会員</u> 物理探査学及びその応用分野に関し学識経験を有する個人 <u>(2) 賛助会員</u> この法人の事業を援助する個人又は団体 <u>(3) 名誉会員</u> 物理探査学の発展に関して功績が特に顕著な者で、総会で議決をもって推薦された者</p> <p>(会費) 第8条 この法人の会費は、総会の議決をもって別に定める。 <u>2</u> 名誉会員は、会費を納めることを要しない。 <u>3</u> 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。</p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は<u>団体</u>である会員が解散したとき。 <u>(3) 除名されたとき。</u></p> <p>(退会) 第10条 <u>会員が退会しようとするときは</u>、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。<u>この場合、総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。</u> (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (2) この法人の会員としての義務に反したとき。 <u>(3) 会費を3年以上滞納したとき。</u></p> <p>(役員を選任) 第15条 理事及び監事は、総会で選任し、<u>理事は、互選</u>で会長、副会長及び常務理事を定める。 <u>2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</u> <u>3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</u></p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、<u>事務所を東京都大田区中馬込2丁目2番18号</u>に置く。</p> <p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 <u>1. 正会員</u> 物理探査学及びその応用分野に関し学識経験を有する個人 <u>2. 賛助会員</u> この法人の事業を援助する個人又は団体 <u>3. 名誉会員</u> 物理探査学の発展に関して功績が特に顕著な者で、総会で議決をもって推薦された者</p> <p>(会費) 第8条 この法人の会費は、総会の議決をもって別に定める。 <u>1. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。</u> <u>2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</u></p> <p>(資格の喪失) 第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は<u>会員</u>である<u>団体</u>が解散したとき。 <u>(3) 会費を3年以上滞納したとき。</u> <u>(4) 除名されたとき。</u></p> <p>(退会) 第10条 <u>正会員及び賛助会員で退会しようとする者は</u>、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。 (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (2) この法人の会員としての義務に反したとき。</p> <p>(役員を選任) 第15条 役員は、次に定めるところに従って選任する。 <u>1 理事及び監事は、選挙により選出し、総会で選任する。会長、副会長及び常務理事は理事の互選により選出する。</u> <u>2 監事は、他の役員を兼ねることができない。</u> <u>3 理事、監事選挙は、別に定める規程に基づいて行う。</u> <u>4 役員欠員が生じた場合は、前項の主旨に沿って別に定める規定に従い、速やかに欠員を補充する。</u></p>

新(変更後)	旧(現行)
<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 会長は、<u>この法人の業務を総括し、この法人を代表する。</u></p> <p>2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>3 <u>副会長は会長を補佐する。</u></p> <p>4 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。</p> <p>5 理事は、理事会を組織し、この法人の定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <p>(1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるとき、理事会又は総会を招集すること。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。<u>この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第20条 役員は有給とすることができる。</p> <p>2 役員の報酬は、総会の議決を経て会長が定める。</p> <p>(代議員の選任)</p> <p>第21条 代議員は、正会員の中から、選挙により選出し、総会で選任する。</p> <p>2 代議員は、役員を兼ねることができない。</p> <p>3 代議員の選挙は、別に定める<u>規程</u>に基づいて行う。</p> <p>4 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。</p> <p>(代議員の職務)</p> <p>第22条 代議員は正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。</p>	<p>(理事の職務)</p> <p>第16条 会長は、<u>本会の業務を総括し、本会を代表する。</u></p> <p>2 <u>副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。</u></p> <p>3 常務理事は、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会で議決した事項を処理する。</p> <p>4 理事は、理事会を組織し、この法人の定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <p>1 法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>2 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>3 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。</p> <p>4 前号の報告をするため必要があるとき、理事会又は総会を招集すること。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第20条 役員は無給とする。<u>ただし常勤の役員は有給とすることができる。</u></p> <p>2 役員の報酬は、総会の議決を経て会長が定める。</p> <p>(代議員の選任)</p> <p>第21条 代議員は、正会員の中から、選挙により選出し、総会で選任する。</p> <p>2 代議員は、役員を兼ねることが<u>出来ない</u>。</p> <p>3 代議員の選挙は、別に定める<u>規程</u>に基づいて行う。</p> <p>4 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。</p> <p>(代議員の職務)</p> <p>第22条 代議員は正会員を代表して総会に出席し、審議事項を<u>決議</u>する。</p>

新(変更後)	旧(現行)
<p>(代議員の解任) 第 24 条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。<u>この場合、理事会及び総会で議決する前にその代議員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(事務局及び職員) 第 26 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 2 職員は会長が任免する。 3 職員は有給とする。</p> <p>(総会の構成) 第 27 条 総会は社員を持って組織する。</p> <p>(総会の招集) 第 28 条 通常総会は、毎事業年度開始後<u>3月</u>以内に、会長が招集する。 4 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。</p> <p>(総会の議決事項) 第 30 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(総会の定足数等) 第 31 条 総会は、社員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、又は他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、<u>社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(理事会の招集等) 第 33 条 理事会は、毎年4回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または、理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p>	<p>(代議員の解任) 第 24 条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき。 (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(職員) 第 26 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 2 職員は会長が任免する。 3 職員は有給とする。</p> <p>(総会の構成) 第 27 条 総会は社員を持って構成する。</p> <p>(総会の招集) 第 28 条 通常総会は、毎年1回事業年度開始前後<u>2ヶ月</u>以内に、会長が招集する。 4 総会を招集するときは、少なくとも 10 日以内に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって社員に通知する。</p> <p>(総会の議決事項) 第 30 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。</p> <p>(総会の定足数) 第 31 条 総会は、社員の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志表示した者、及び他の社員に代理人として表決を委任したものは、出席者と見なす。 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(理事会の招集等) 第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p>

新(変更後)	旧(現行)
<p><第34条を削除></p> <p>(理事会の定足数等) 第34条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者と見なす。 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第35条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。</p> <p>(資産の構成) 第36条 この法人の資産は次のとおりとする。</p> <p>(資産の種別) 第37条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。</p> <p>(資産の管理) 第38条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、<u>定期預金とする等確実な方法により</u>、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第39条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用資産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁) 第40条 この法人の事業遂行に要する<u>経費</u>は、運用財産をもって支弁する。</p>	<p>(理事会の議決事項) <u>第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</u> (1) 理事会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(理事会の定足数) 第35条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の理事に代理人として表決を委託した者は出席者と見なす。 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(議事録) 第36条 全ての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。</p> <p>(資産の構成) 第37条 この法人の財産は次のとおりとする。</p> <p>(財産の種別) 第38条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。</p> <p>(資産の管理) 第39条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、<u>定期預金等元本が確実に回収できる方法により</u>、会長が保管する。</p> <p>(基本財産の処分の制限) 第40条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用資産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の業務運用上やむをえない理由があるときは、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p> <p>(経費の支弁) 第41条 この法人の事業遂行に要する<u>費用</u>は、運用財産をもって支弁する。</p>

新(変更後)	旧(現行)
<p>(事業計画及び収支予算) 第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、<u>毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。</u>事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(暫定予算) 第 42 条 <u>前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。</u> <u>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</u></p> <p>(収支決算) 第 43 条 この法人の収支決算は会長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受け、<u>毎事業年度終了後3月以内に</u>文部科学大臣に報告しなければならない。 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(長期借入金) 第 44 条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等) 第 45 条 <u>第39条</u>ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第 46 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(定款の変更) 第 47 条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の<u>3</u>以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、<u>毎年事業年度開始前に</u>会長が編成し、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(収支決算) 第 43 条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受け、<u>毎年度終了2ヶ月以内に</u>文部科学大臣に報告しなければならない。 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(長期借入金) 第 44 条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の<u>収支</u>をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等) 第 45 条 <u>第40条</u>ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第 46 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(定款の変更) 第 47 条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の<u>3</u>以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>

新(変更後)	旧(現行)
<p>(解散) 第 48 条 この法人の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々<u>の</u>4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第 49 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の各々<u>の</u>4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>(書類及び帳簿の備付け等) 第 50 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を<u>備えて</u>なければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 社員名簿 (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書 (4) 財産目録 (5) 資産台帳及び負債台帳 (6) <u>収入支出</u>に関する帳簿及び証拠書類 (7) 理事会及び総会の議事に関する書類 (8) 官公署往復書類 (9) 収支予算書及び事業計画書 (10) 収支計算書及び事業報告書 (11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) その他必要な書類及び帳簿 <p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第 12 号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は 10 年、同項第8号及び第 13 号の書類及び帳簿は1年保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第2号、<u>第4号及び</u>第9号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(細則) 第 51 条 この定款の施行についての<u>細則</u>は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 第<u>41</u>条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。</p> <p>(平成 19 年 5 月 29 日 改訂)</p>	<p>(解散) 第 48 条 この法人の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分) 第 49 条 この法人の解散に伴う残余財産は、<u>理事会</u>現在数及び社員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>(書類及び備付け帳簿) 第 50 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えて<u>おかな</u>なければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 社員名簿 (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書 (4) 財産目録 (5) 資産台帳及び負債台帳 (6) <u>収入</u>に関する帳簿及び証拠書類 (7) 理事会及び総会の議事に関する書類 (8) 官公署往復書類 (9) 収支予算書及び事業計画書 (10) 収支計算書及び事業報告書 (11) 貸借対照表 (12) 正味財産増減計算書 (13) その他必要な書類及び帳簿 <p>2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第 12 号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は 10 年<u>以上</u>、同項第8号及び第 13 号の書類及び帳簿は1年<u>以上</u>保存しなければならない。</p> <p>3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類、同項第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 補 則</p> <p>第 51 条 この定款の施行についての<u>規則</u>は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 第<u>42</u>条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。</p>